

令和4年

第10回 南魚沼市農業委員会総会会議録

日 時 令和4年10月25日 午前9時00分～  
場 所 南魚沼市役所大和庁舎（旧議場）  
招集者 南魚沼市農業委員会長 並木 孝夫

- 日程 1 会期の決定について
- 日程 2 会議録署名委員の指名について(1番中俣 渉委員、2番西野 徳光委員)
- 日程 3 諸般の報告 : 別紙のとおり
- 日程 4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告について
- 日程 5 第2号報告 農地移動適正化あっせん委員の指名について
- 日程 6 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程 7 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程 8 第3号議案 農用地利用集積計画(案)について
- 日程 9 その他

- 令和4年10月28日(金)
  - ・食育出前授業 13:40～  
【赤石小学校】 <東・大崎地区委員>
  
- 令和4年11月2日(水)
  - ・食育出前授業 14:00～  
【浦佐小学校】 <浦佐・藪神地区委員>
  
- 令和4年11月7日(月)
  - ・6次産業化勉強会(第2回南魚沼地域農業女子会) 13:15～  
【南魚沼地域振興局】 <田村主事>
  
- 令和4年11月8日(火)
  - ・第2回農地パトロール 9:30～  
【市内全域】 <会長、会長職務代理、農地特別委員長、農政特別委員長、広報特別委員長、農地特別委員、局長、係長>
  
- 令和4年11月11日(金)
  - ・食育出前授業 13:15～  
【上田小学校】 <上田・中之島地区委員>
  
- 令和4年11月18日(金)
  - ・令和4年度新潟県農業委員会大会 13:30～  
【新潟市：朱鷺メッセ】 <農業委員、推進委員、局長、係長>
  
- 令和4年11月25日(金)
  - ・農作業料金部会 9:30～  
【大和庁舎：中会議室】 <農作業料金部会委員>
  
- 令和4年11月25日(金)
  - ・農作業賃金及び農業機械作業料金標準の作成委員会 10:30～  
【大和庁舎：中会議室】 <農作業料金及び農業機械作業料金標準作成委員>
  
- 令和4年11月25日(金) 14:00～
  - ・第11回農業委員会総会

【大和庁舎：旧議場】 〈全員〉

出席委員は次のとおりである。

1 番	中俣 渉	2 番	西野 徳光	3 番	宮田 京子
4 番	荒川 敦	5 番	片桐 京	6 番	山崎 輝代
7 番	田村 芳文	8 番	中島 修	9 番	南雲 廣悦
10 番	棚村 光正	11 番	大平 泰弘	12 番	原澤 眞
13 番	林 昭彦	14 番	牛木 友哉	15 番	井上 秀樹
16 番	駒形 哲也	17 番	中島 直樹	18 番	関 匡和
19 番	並木 孝夫				
推 1 番	島田 徳敏	推 2 番	佐々木 大輔	推 3 番	小野塚 真
推 4 番	上村 正明	推 5 番	佐藤 勝美	推 6 番	林 秀夫
推 7 番	長谷川 政一	推 8 番	勝又 信行	推 9 番	青木 悦夫
推 10 番	志太 要一	推 11 番	篠田 猛	推 12 番	高橋 正男
推 13 番	櫻井 隆	推 14 番	山田 久雄	推 15 番	上村 良男
推 16 番	高村 英男	推 17 番	山本 晴夫	推 18 番	小杉 一明
推 19 番	関 英夫	推 20 番	桑原 善和	推 21 番	井口 博
推 22 番	水澤 利徳	推 23 番	高野 作栄喜	推 24 番	貝瀬 茂利

欠席委員はなしである。

遅刻委員はなしである。

早退委員は 2 名である。

8 番	中島 修	9 番	南雲 廣悦
-----	------	-----	-------

傍聴者はなしである。

事務局員は次のとおりである。

農業委員会事務局長	古藤 健一	農地係係長	一之谷浩太郎
農地係主任	阿部 洋一	農地係主事	田村 萌

(会長、議長席に着く)

(9時00分開会)

議長 令和4年第10回南魚沼市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、農業委員が19名、推進委員が24名で合計43名全員の出席ですので総会は成立します。なお、農業委員8番中島委員、農業委員9番南雲委員から早退届が出ていますのでこれを許します。

### 日程1 会期の決定について

議長 日程1 会期の決定については本日一日限りにしたいと思いますがご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め会期は本日一日といたします。

### 日程2 会議録署名委員の指名について

議長 日程2 会議録署名委員の指名については議長に一任いただけますでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、1番中俣渉委員、2番西野徳光委員にお願いいたします。

### 日程3 諸般の報告

議長 日程3 諸般の報告について、別紙のとおりですが皆様方から何かありますでしょうか。古藤局長。

古藤局長 10月4日に、にいがた農地利用再編運動検討会に出席しました。内容については最適化の推進に関することと、

来年度の市の集積計画、中間管理事業の配分計画についてです。集積計画と配分計画が基本的には来年4月1日から統合して、促進計画というものになるようです。ただ、具体的なアナウンスがまだなくて、聞いている中では、2年間は市の集積計画で行う猶予があると聞いておりますので、そのような形になると思われれます。中間管理事業の配分計画については、貸し手、借り手ともに0.5%の事務費が徴収されるという部分があり、まだ方向性が確定しておりませんが、おそらくそのような方向になるのではないかと考えておりました。以上です。

議 長

ただいまの報告について質問等ありますでしょうか。

(質問、意見なし)

無いようですので、古藤局長お疲れ様でした。ほかにありますでしょうか。無いようですので諸般の報告は終了させていただきます。

#### 日程4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告について

議 長

日程4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第1号報告朗読)

(1) 農地転用事実確認書の交付について

3ページをご覧ください。前回総会以降12件の事実確認書を交付しています。いずれも転用目的どおり完成しています。

(2) 農地法第18条第6項の賃貸借の解約通知について  
6ページをご覧ください。こちらは8件です。

1番、浦佐の田1筆で、第三者との売買のための解約です。後ほど3条申請があがってきます。

2番、3番はいずれも坂戸の田1筆で、農地を特定遺贈するための解約です。後ほど3条申請があがってきます。

4番、東泉田の田1筆で、第三者との売買のための解約です。後ほど3条申請があがってきます。

5番、新堀の田1筆で、所有者の都合による解約です。

6番、長森の田2筆で、所有者の都合による解約です。なお、非農地証明が提出されております。

7番、寺尾の田1筆で、第三者との売買のための解約です。後ほど3条申請があがってきます。

8番、三郎丸の田1筆で、借受人の都合による解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

### (3) 使用貸借の解約について

9ページをご覧ください。こちらは2件です。

1番、土沢、舞台、畔地、畔地新田の田畑23筆、第三者への贈与のための解約で、後ほど3条申請があがってきます。

2番、津久野の田1筆、第三者との貸借契約のための解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。

### (4) 農地法の適用を受けない事実確認について

12ページをご覧ください。こちらは3件です。

1番、片田の登記田、現況雑種地の1筆、202㎡です。資料は1-2ページをご覧ください。こちらは過去に農地法上の農地から外れた土地になります。現地は9月8日に上村良男委員さんからご確認いただいております。

2番、長森の登記田、現況原野の2筆、605㎡です。資料は3-4ページをご覧ください。こちらは、申請者が市外に転出し、耕作条件が悪いため耕作放棄地化した土地になり農地でなくなった年月日は昭和34年頃となります。現地は9月20日に棚村委員さんからご確認いただいております。

3番、大木六の登記畑、現況雑種地の2筆、708㎡です。資料は5-6ページをご覧ください。こちらは、耕作者が亡くなり、耕作する人がいなくなったため耕作放棄地化した土地になります。農地でなくなった年月日は平成15年12月4日です。現地は9月21日に荒川委員さんからご確認い

ただいています。

(5) 農地法施行規則 29 条 1 号の規定による通知について

14 ページをご覧ください。こちらは 1 件です。

7 番、八竜新田の田 1 筆 155 m<sup>2</sup>、転用目的は農作業場用地ということで農作業所建築のための届出です。届出日は 9 月 22 日で、資料は 7-9 ページをご覧ください。

第 1 号報告については以上です。

議長 ただいまの説明につきまして質疑を行います。農業委員 14 番牛木友哉委員。

14 番牛木委員 使用貸借の解約の件です。9 ページの 1 番案件について約 1 町 3 反もの農地を第三者への贈与ということですが、第三者とはどのような方になるのでしょうか。

議長 一之谷係長。

一之谷係長 こちらは、お孫さんへの贈与となります。以上です。

議長 牛木委員よろしいでしょうか。ほかに何かありますでしょうか。

(質問、意見なし)

無いようですので第 1 号報告を終わらせていただきます。

**日程 5 第 2 号報告 農地移動適正化あっせん委員の指名について**

議長 日程 5 第 2 号報告 農地移動適正化あっせん委員の指名についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。



一之谷係長

(第2号報告朗読)

16 ページをご覧ください。今月はあっせん委員の指名が2件となっています。

1番、大里の田4筆9,477 m<sup>2</sup>、売買の申出で、あっせん理由は財産処分のためです。あっせん委員といたしましては10月11日に荒川委員さん、高村委員さんをご指名しています。

2番、四十日、宇津野新田の田8筆9,871 m<sup>2</sup>、売買の申出で、あっせん理由は財産処分のためです。あっせん委員といたしましては10月11日に島田委員さん、西野委員さんをご指名しています。

第2号報告については以上です。

議長

ただいまの報告につきまして質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので第2号報告を終わらせていただきます。

**日程6 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について**

議長

日程6 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。阿部主任。

阿部主任

(第1号議案朗読)

議案説明前に、1件、昨日付で許可申請の取下げ願いの提出がありましたので、報告します。19ページの110番案件について、申請者に諸事情がありまして、取下げとなります。新たな3条の議案を配布しておりますので、差し替えをお願いします。

それでは議案の説明に入ります。18ページをご覧ください。今月の3条申請は21件です。

100番、売買による所有権移転です。浦佐の田1筆377 m<sup>2</sup>で

す。こちらは譲受人の所有農地に隣接しております。申請理由は経営規模拡大のためとなります。

101 番、売買による所有権移転です。四十日の田 1 筆 157 m<sup>2</sup>です。こちらは譲受人の所有農地に隣接しております。申請理由は経営規模拡大のためとなります。

102 番、103 番は関連案件で譲受人が同じ方となります。いずれも売買による所有権移転です。

102 番が寺尾の田 3 筆 1,950 m<sup>2</sup>、103 番が寺尾の田 2 筆 2,922 m<sup>2</sup>です。いずれの申請理由も新規就農のためとなります。新規就農ということで野菜等の作付けを検討しており、農作業歴は 30 年程度で、本人と息子 2 名で従事予定とのことです。両方の申請面積を合計して下限面積を満たします。

104 番、売買による所有権移転です。大杉新田の畑 1 筆 390 m<sup>2</sup>です。こちらは隣接する宅地もあわせて購入するものとなります。申請理由は経営規模拡大のためとなります。

105 番、売買による所有権移転です。二日町の畑 2 筆 562 m<sup>2</sup>です。こちらは譲受人の自宅手前にある農地となります。申請理由は経営規模拡大のためとなります。

106 番、売買による所有権移転です。六日町の田 1 筆 918 m<sup>2</sup>です。こちらは譲受人の世帯員が所有している農地に隣接しております。申請理由は借入地を取得するためとなります。

107 番、売買による所有権移転です。東泉田の田 1 筆 655 m<sup>2</sup>です。申請理由は経営規模拡大のためとなります。

108 番、売買による所有権移転です。中野の畑 1 筆 223 m<sup>2</sup>です。こちらは譲受人の自宅に隣接している農地となります。申請理由は経営規模拡大のためとなります。

109 番、売買による所有権移転です。君沢の田 3 筆 1,142 m<sup>2</sup>です。申請理由は経営規模拡大のためとなります。

111 番、贈与による所有権移転です。黒土の畑 1 筆 208 m<sup>2</sup>です。両者は親戚関係とのことで、こちらは譲受人の所有農地に隣接しております。なお、贈与税についても確認済みとのことです。申請理由は経営規模拡大のためとなります。

112 番、113 番は関連案件で譲受人が同じ方となります。

112 番、贈与による所有権移転です。土沢、舞台、畔地、畔地新田の田畑 24 筆 14,013.55 m<sup>2</sup>です。両者は祖父と孫の

関係で、全所有農地を譲受人に生前贈与するものです。なお、相続時精算課税制度を適用することです。申請理由は祖父から農地を譲り受けるためとなります。

113 番、贈与による所有権移転です。舞台、畔地新田、原の田 7 筆 11,747 m<sup>2</sup>です。両者は父と子の関係で、全所有農地を譲受人に生前贈与するものです。なお、相続時精算課税制度を適用することです。申請理由は父から農地を譲り受けるためとなります。

114 番、贈与による所有権移転です。京岡新田の畑 1 筆 266 m<sup>2</sup>です。両者はおじとおいの関係です。なお、贈与税についても確認済みとのこと。申請理由は親族から農地を譲り受けるためです。

115 番、贈与による所有権移転です。坂戸の田 10 筆 4,645 m<sup>2</sup>です。こちらは遺言による贈与となりますが、特定遺贈といって、農地部分に特定して譲受人に贈与するものとなります。そして、法定相続人以外の方へ農地の特定遺贈をする場合には農地法第 3 条の許可が必要となるため、今回の申請となっております。また、亡くなった登記名義人と譲受人との関係は、おじとおいの関係となります。なお、譲渡人と譲受人が同一人物となりますが、法律上問題はありませぬ。申請理由は農地の特定遺贈を受けるためです。

116 番、117 番は関連案件で譲受人が同じ方となります。いずれも賃借権の設定で、期間は 10 年間です。116 番は、三郎丸の田 3 筆 3,194 m<sup>2</sup>、117 番は三郎丸の田 1 筆 381 m<sup>2</sup>です。申請理由はいずれも経営規模拡大のためです。

118 番、119 番、120 番、121 番は農業者年金受給のための使用貸借権の再設定となっておりますので説明は省略させていただきます。以上です。

議 長

関係委員がおられます。農業委員 14 番牛木友哉委員の除斥を求めます。

(14 番牛木友哉委員退席)

23 ページ 119 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。23 ページ 119 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、119 番案件については原案のとおり承認されました。牛木委員の除斥を解きます。

(14 番牛木友哉委員着席)

それでは、先に承認された 119 番案件を除く他の案件についての質疑を行います。農業委員 15 番井上秀樹委員。

15 番井上委員 冒頭の説明で申請取下げの案件がありましたが、取下げ理由について伺ってよろしいでしょうか。

阿部主任 110 番案件の取下げ理由についてです。代物弁済ということで、譲渡人は当初譲受人から金銭的融資を受けており、今回の所有権移転を行うとその額について所得税がかかるのですが、その額が多額で納税資金捻出が困難のため取下げとなっています。以上です。

議 長 井上委員よろしいでしょうか。ほかに何かありますでしょうか。農業委員 12 番原澤眞委員。

12 番原澤委員 102 番、103 番案件の譲受人の■■■さんについてですが、■■■歳で新規就農となっておりますが、この方は、不動産業もやっております、事務局としても今後注視していかな

ければならない人だと思しますので、よろしくお願ひします。

議 長

古藤局長。

古藤局長

我々も当然監視していかなければならないと考えておりますし、推進委員の方でこの農地の近くに住んでいる方もいますので、普段から観察し、約束どおりに就農しているということを確認いただきたいと思ひます。以上です。

議 長

原澤委員よろしいでしょうか。ほかに何かありますでしょうか。

(質問、意見なし)

無いようですので質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。先に承認された案件を除く他の案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第1号議案は全て承認されました。

**日程7 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について**

議 長

日程7 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第2号議案朗読)

25 ページをご覧ください。今月の5条申請は4件です。

88番、五日町の畑1筆217㎡、売買による所有権移転で転用目的は住宅用地です。資料については11-13ページです。申請の内容ですが、申請地を譲り受けまして一般住宅を建築するものであります。この農地については、都市計画法で定められた用途区域内にある第3種農地となりまして原則許可ということになります。転用面積も建築規模から適正であると考えています。

89番、早川の畑2筆346㎡、売買による所有権移転で転用目的は駐車場用地です。資料については14-16ページです。申請の内容ですが、申請地を譲り受けまして大型の建設車両の駐車場として利用するものであります。この農地については、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い第2種農地ですが、集落に接続した農地を業務上必要な駐車場として利用するものであり、転用面積も利用計画から適正であると判断し、許可相当であると考えています。

90番、石打の畑1筆697㎡、売買による所有権移転で転用目的はスキー場ゲレンデ用地です。資料については17-19ページです。申請の内容ですが、申請地を譲り受けましてスキー場のゲレンデ用地として利用するものであります。この農地については、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い第2種農地ですが、スキー場のゲレンデ用地として利用するものであり、転用面積も利用計画から適正であると判断し、許可相当であると考えています。

91番、石打の田1筆2,069㎡、売買による所有権移転で転用目的は駐車場用地です。資料については20-22ページです。申請の内容ですが、申請地を譲り受けましてスキー場の来場者用駐車場として利用するものであります。この農地については、都市計画法で定められた用途区域内にある第3種農地となりまして原則許可ということになります。転用面積も利用計画から適正であると考えています。以上です。

議 長

関係委員がおられます。農業委員2番西野徳光委員の除斥を求めます。

(2番西野委員退席)

25 ページ 90 番、91 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。25 ページ 90 番、91 番案件については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、90 番、91 番案件については原案のとおり承認されました。西野委員の除斥を解きます。

(2 番西野委員着席)

それでは、先に承認された 90 番、91 番案件を除く他の案件についての質疑を行います。

(質問、意見なし)

質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。先に承認された案件を除く他の案件については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第2号議案は全て承認されました。

議 長

日程 8 第3号議案 農用地利用集積計画（案）について

日程 8 第3号議案 農用地利用集積計画（案）についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

（第3号議案朗読）

27 ページからになります。全部で 30 件です。

588 番、小栗山の田 1 筆 944 m<sup>2</sup>、所有権移転で、対価については m<sup>2</sup> 当たり 317 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。資料は 22 ページをご覧ください。

589 番から 590 番までが同じ借受人の方の案件です。

589 番、一村尾の田 6 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

590 番、浦佐、海士ケ島新田の田 2 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 72 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

591 番、大崎の畑 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 10,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

592 番、大崎、柳古新田の田 6 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 72 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

593 番、宮、深沢の田 9 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

594 番から 595 番までが同じ借受人の方の案件です。

594 番、津久野の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は全部で 2 俵です。申請理由は経営規模拡大のためです。

595 番、二日町の田畑 6 筆、賃借権の設定で、対価は全部で 3 俵です。申請理由は経営規模拡大のためです。

596 番、四十日の田 3 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

597 番、四十日の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。



598番、四十日の田13筆、賃借権の設定で、対価は全部で9俵です。申請理由は経営規模拡大のためです。

599番、四十日の田1筆、賃借権の設定で、対価は10a当たり60kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

600番、五郎丸の田4筆、賃借権の設定で、対価は10a当たり78kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

601番、雲洞の田3筆、賃借権の設定で、対価は10a当たり90kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

602番から603番までが同じ借受人の方の案件です。

602番、三郎丸の田14筆、賃借権の設定で、対価は10a当たり60kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

603番、三郎丸の田1筆、賃借権の設定で、対価は10a当たり60kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

604番、枝吉の田2筆、賃借権の設定で、対価は10a当たり60kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

なお、605番から617番までの案件につきましては、賃借権の再設定となりますので説明は省略させていただきます。以上です。

議 長

関係委員がおられます。農業委員8番中島修委員の除斥を求めます。

(8番中島委員退席)

27ページ 592番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。27ページ592番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、592 番番案件については原案のとおり承認されました。中島委員の除斥を解きます。

(8 番中島委員着席)

それでは、先に承認された 592 番案件を除く他の案件についての質疑を行います。

(質問、意見なし)

質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。先に承認された案件を除く他の案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第 3 号議案は全て承認されました。

議 長

暫時休憩といたします。

(9 時 40 分休憩)

議 長

引き続き議事を再開いたします。

(13 時 00 分再開)

## 日程 9 その他

議 長

日程 9 その他についてですが、まず来年度の年間計画について報告をお願いします。牛木農地特別委員長。

14 番牛木委員	<p>先ほど開催しました農地特別委員会で審議した令和5年度の計画を報告します。基本的には今年度を踏襲した形で計画しておりまして、8月に第1回農地パトロールを行います。こちらは委員全員から出席をお願いします。10月に農地特別委員会を開催して翌年度の年間計画を立て、11月に第2回農地パトロールを実施します。1月に賃借料情報検討会、3月に下限面積の検討（仮）を行います。下限面積については農地法改正により来年4月から取り扱いが変わる可能性があるため、実際に行うかどうか未定のため（仮）としております。その他に個別に審議が必要な案件がございましたら、随時農地特別委員会を開催します。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの牛木委員長からの報告について質問、意見等ありますでしょうか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>無いようですのでお疲れ様でした。次に原澤農政特別委員長をお願いします。</p>
12 番原澤委員	<p>農政特別委員会から来年度の計画についてご報告します。基本的には今年度と変わりません。まず、6月に認定農業者との意見交換会、11月に農作業料金の作成会議と女性農業者との意見交換会、12月に青年農業者との懇談会を開催予定です。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの原澤委員長からの報告について質問、意見等ありますでしょうか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>無いようですのでお疲れ様でした。次に林広報特別委員長をお願いします。</p>
13 番林委員	<p>広報特別委員会から来年度の計画について報告します。</p>

来年度は誌面のカラー化を行い、年2回の発行としたいと思います。カラーのほうが良いとの全委員の声があり決定しました。なお、来年度は8月と3月の発行を予定しています。以上です。

議長

ただいまの林委員長からの報告について質問、意見等ありますでしょうか。

(質問、意見なし)

無いようですのでお疲れ様でした。次に井上幹事長お願いします。

15 番井上委員

幹事会より報告します。令和5年度の行事予定については今年度を踏襲しておりますが、7月に暑気払い、11月に忘年会、3月に歓送迎会を予定しております。また、今年度の話になりますが、本来は任期の最初に行う予定としていた管外視察研修は、新型コロナウイルスの関係で延期となっておりますが、年明けの3月10日から20日の間で行う予定としております。詳細が決まりましたら報告いたしますが、さいたま市の[ ]を見学に行った後に、どこに向かうのかという議論になると思いますが、現状決まっている内容はそのようなところ です。以上です。

議長

ただいまの井上幹事長からの報告について、質問、意見等ありますでしょうか。

(質問、意見なし)

無いようですのでお疲れ様でした。暫時休憩とし、全員協議会を開催します。

(13時30分休憩)

議長

休憩前に引き続き、議事を再開します。

(13時40分再開)

農作業料金部会の中島部会長から依頼があるとのことですので、お願いします。

17 番中島委員 来月総会日の前に作業料金検討委員会を開催しますが、今日時間がある時に聞いた声としては、燃料高騰が続いている中で大型機械の作業料金の見直しについての話をしました。1、2年で高騰が終わるならまだしも今後も続くとなると厳しいとの声がありました。昨年はスミ刈りについて追加をしましたが、今年について何か部会への提案があれば伺いたいのですが、いかがでしょうか。毎年いただく意見としては溝切り作業についてです。私個人の意見としては、自宅に届いた燃料代の請求書を見て、昨年と違うなど実感しました。ただ、そのような理由だけで作業料金の変更に つなげて良いのか。

10 番棚村委員 畔草刈りの委託を受けていますが、自走式や普通のタイプで料金の違いについての検討はしないのでしょうか。単価に基準がないため、燃料代高騰もあり、どう依頼者と話していいのか、ある程度の基準があったほうが良いのではと思って提案させていただきました。

17 番中島委員 そのような要望については承りましたので、検討委員会の中で検討したいと思います。

議 長 他に何か要望等ある方はいますか。農業委員 18 番関匡和委員。

18 番関委員 委員の皆さんも近所の方の要望も聞いていただいた中で、来月の検討委員会までに、中島部会長やその他の検討委員へ声を掛けてもらいたいと思いますがいかがでしょうか。

議 長 来月の予定表に入っていますが、来月総会は午後ですが、午前中に作業料金部会を行って、その後に作業料金の作成委員会を行いますので、その作業料金部会の前までに、中島部会長か事務局まで、このような声があったと伝

えてもらいたいと思います。中島部会長ご苦勞様でした。  
ほかにありますでしょうか。無いようでしたら、本日の総  
会はこれで終了させていただきます。本日は大変ご苦勞さ  
までした。

(14時00分閉会)

上記、会議の次第は書記が記載したものであるが、その内容は真正であることを確認して、ここに署名する。

令和 4年12月26日

南魚沼市農業委員会会長

並 木 孝 夫

---

会 議 録 署 名 委 員

中 俣 渉

---

会 議 録 署 名 委 員

西 野 徳 光

---